

一 部 事 務 組 合
(東 部 広 域)

鳥取県東部広域行政管理組合

1. 名称等

- (1) 名称 鳥取県東部広域行政管理組合
(地方自治法第284条第2項の規定による一部事務組合)
- (2) 構成市町 鳥取県東部の1市4町（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）
面積 1,518km²（鳥取県全域の43%）
人口 約235千人（鳥取県全域の41%）

2. 沿革

本組合の発足の歴史は、昭和40年3月に端を発しており、最初に伝染病舎の管理運営に関する事務を共同処理するための一部事務組合として鳥取市外五か町村伝染病隔離病舎組合が設立され、次いで昭和45年6月には、し尿処理事務を行う鳥取市外九か町村衛生施設組合が設立された。

昭和45年7月には広域化、多様化する地域の課題に対処するため、県東部の15市町村を一つの広域市町村圏として国の制度による圏域設定を受け、昭和46年12月には不燃物処理のための鳥取県東部広域行政管理組合が、また、昭和47年10月には火葬業務を行うための鳥取県東部霊場組合がそれぞれ単独組合として設立された。

昭和53年4月にはこれら4組合を統合して複合的一部事務組合へと移行し、同年5月から常備消防事務を、昭和54年7月から視聴覚ライブラリーの事務を新たに加えた。消防は現在、施設・設備の充実化が図られたことにより、1市4町の防災の核を成している。

その後、当圏域が平成5年8月に地方拠点都市地域の指定を受け、さらに平成6年9月にはふるさと市町村圏の選定を受けたことによって、広域活動計画に基づく事業を実施するための企画関係事務を行うこととなり、平成7年2月に廃止された鳥取県東部開発促進協議会の事務を継承した。平成9年11月には、本組合のホームページ「麒麟の王国」を開設した。

平成11年2月からは、介護保険法に基づく審査及び判定に関する事務並びに不燃物処理場閉鎖後の跡地利用関係事務を、同年3月からは、鳥取市を代表とする15市町村で設置した農業集落排水の汚泥脱水施設へ汚泥を運搬する事務を、6月からは、この汚泥脱水施設及び汚泥堆肥化施設の管理事務を新たな共同事務として行うこととなり、一方、伝染病予防法の廃止に伴い、昭和40年以来行ってきた伝染病舎の管理運営に関する事務を平成11年3月で廃止した。

平成13年4月からは、鳥取県から市町村への権限移譲に伴う火薬類等の取扱い許可に関する事務を行うこととなり、同年8月には、可燃物処理施設の建設に関する事務が加わった。

平成16年11月には、本組合を構成する8町村が鳥取市と編入合併し、組合構成市町村数は、従来の15市町村から7市町となった。これに伴い、視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務を平成16年10月末をもって廃止し、併せて、本組合教育委員会も廃止したところである。さらに、本組合の執行体制を従来の合議制による「理事会制」から独任制の「管理者制」へと移行した。また、平成17年3月には、3町での合併による「八頭町」が誕生し、平成17年4月以降の本組合の構成市町村数は1市4町となっている。

平成18年4月からは、障害者自立支援法（法律名が平成25年4月1日より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正）に基づく障害程度区分等の審査事務が、平成19年4月からは、休日急患歯科診療業務の運営に関する事務が新たに加わったところである。

また、鳥取自動車道の県内区間の全線開通を記念して、1市4町が連携し開催した「2009鳥取・因幡の祭典」に対して、平成19年4月より順次職員を4名派遣し、鳥取砂丘で開催されたメインイベント「世界砂像フェスティバル」では来場者35万人を集め、成功裏に終了した。

なお、ふるさと市町村圏計画等の事務は、国の要綱廃止に伴い、平成23年4月より地域振興事業の実施に関する事務として規約改正した。

2009鳥取・因幡の祭典実行委員会の継承団体として、平成22年2月に設立された「鳥取・因幡観光ネットワーク協議会」の事務局を平成24年4月より、本組合に置き、広域観光の振興を図っている。

3. 共同処理事務

- (1) 鳥取県東部地方拠点都市地域基本計画の策定及び同計画に基づく事業実施の連絡調整に関する事務
- (2) 地域振興事業の実施に関する事務
- (3) し尿処理場を設置し、その管理運営及び中継所から処理場までのし尿運搬に関する事務
- (4) 常備消防に関する事務
- (5) 不燃物処理場を設置し、その管理運営に関する事務
- (6) 可燃物処理施設の建設に関する事務
- (7) 火葬場を設置し、その管理運営に関する事務
- (8) 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関する事務
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関する事務
- (10) 休日急患歯科診療業務の運営に関する事務
- (11) 不燃物処理場閉鎖後の跡地利用に関する事務
- (12) 鳥取市を代表とする5市町で設置した農業集落排水の汚泥脱水施設及び汚泥堆肥化施設の管理並びに当該脱水施設への汚泥運搬に関する事務
- (13) 火薬類取締法、火薬類取締法施行令、火薬類取締法施行規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により組織市町が処理することとされた事務

4. 組合の組織

- (1) 議 会 議員定数18人（平成26年4月1日現在）
鳥取市12人、岩美町2人、智頭町1人、若桜町1人、八頭町2人
 - (2) 管 理 者 1人（鳥取市長）
 - (3) 副 管 理 者 5人（岩美町長、智頭町長、若桜町長、八頭町長、鳥取市副市長）
 - (4) 監 査 委 員 2人（識見を有する者1人、議員選出1人）
 - (5) 会 計 管 理 者 1人（鳥取市会計管理者）
 - (6) 事 務 局 3課（総務課、生活環境課、福祉課）18人
事務局長1人、総務課6人、生活環境課7人、福祉課3人、出納室1人
- 施 設
- ア し尿処理施設（因幡浄苑、コンポストセンターいなば）
 - イ 不燃物処理場（鳥取県東部環境クリーンセンター3人、リファーレンいなば、埋立処分場、白兔グラウンドゴルフ場、ペットボトルリサイクルセンター）
 - ウ 火葬場（因幡霊場）

(7) 消防局 4課（消防総務課、警防課、情報指令課、予防課）67人
 消防局長1人、次長1人、消防総務課32人、警防課8人、情報指令課13人、予防課
 9人、派遣職員3人（県消防防災航空隊）

(8) 消防署所等 5署、6出張所、1分遣所 247人（次長1名含む）

ア 鳥取消防署	49人	キ 八頭消防署	26人
イ 東町出張所	12人	ク 智頭出張所	15人
ウ 吉方出張所	12人	ケ 若桜出張所	15人
エ 国府分遣所	10人	コ 用瀬出張所	15人
オ 湖山消防署	30人	サ 気高消防署	24人
カ 岩美消防署	24人	シ 青谷出張所	15人

※ 職員数の総括（平成26年4月1日現在）

特別職 107人

（内訳） 議会議員18人、管理者1人、副管理者5人、監査委員2人、介護認定審査
 委員75人、障害者総合支援審査会委員6人

一般職 335人（職員定数345人）

（内訳） 事務局 21人（職員定数 31人）

消防局 314人（職員定数314人）

5. 予算等の状況

平成26年度当初予算（単位：千円）

一般会計

歳入

普通負担金（市町負担金）	3,733,936
特別負担金（地方交付税、消防用地費等）	281,283
使用料及び手数料（庁舎等使用料、消防手数料等）	7,715
国県支出金（国県補助金）	6,530
財産収入（生産物売払収入、土地貸付収入）	59,468
繰入金（退職手当積立基金繰入金等）	430,325
繰越金（前年度繰越金）	500
諸収入（雑入、預金利子等）	7,908
組合債	385,900
歳入合計	4,913,565

歳出

議会費	3,238
一般管理費	104,387
企画振興費	12,362
介護認定審査費	66,349
障害者総合支援審査費	3,814
休日急患歯科診療費	2,143
因幡霊場管理費	43,715

不燃物処理費	環境クリーンセンター管理費	501,285
	元処分場管理費	8,619
	白兔グラウンドゴルフ場管理費	13,231
施設管理費		311,389
可燃物処理費		452,567
消 防 費	消防総務費	2,671,944
	予防費	3,415
	防火クラブ育成費	612
	警防費	20,896
	消防施設費	415,191
公債費		275,408
予備費		3,000
歳 出 合 計		4,913,565

因幡ふるさと振興事業費特別会計

歳 入

財産収入（基金運用利子）	4,061
繰入金（基金繰入金）	20,700
繰越金（前年度繰越金）	100
歳入合計	24,861

歳 出

ふるさと 振興事業費	エコライフ推進事業費	540
	東部圏域PR事業費	23,685
	因幡ふるさと振興基金積立金	616
予備費		20
歳 出 合 計		24,861

鳥取県東部広域行政管理組合の施設概要

1. し尿処理施設

施設名	因幡浄苑
所在地	鳥取市秋里1037番地1
設置目的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により一般廃棄物のうちし尿、浄化槽汚泥、集落排水汚泥を適正に処理するため。
供用開始	平成12年4月（水処理は平成11年4月）
総事業費	4,475,654千円
敷地面積	12,170㎡
建築面積	2,294㎡
その他概要	（処理能力） ・し尿・浄化槽汚泥 175kl/日（うち50kl/日は下水道圧送） ・集落排水汚泥 50kl/日

2. 不燃物処理施設

施設名	鳥取県東部環境クリーンセンター	
所在地	鳥取市伏野2220番地	
設置目的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めるところにより、一般廃棄物のうち不燃物を適正に再生、中間処理及び処分するため。	
供用開始	平成9年4月	
総事業費	7,839,919千円（リファーレンいなば、最終処分場含む。） 242,079千円（ペットボトルリサイクルセンター） 計 8,081,998千円	
事業面積	環境クリーンセンター 8,300㎡ 最終処分場 248,346㎡ 計 256,646㎡	
建築面積	環境クリーンセンター 3,773㎡ ペットボトルリサイクルセンター 468㎡ 浸出水処理施設 386㎡ 計 4,627㎡	
その他概要	<p>(処理能力)</p> <p>環境クリーンセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ 33 t/日 ・プラスチックごみ 17 t/日 <p>※現在、中間処理及び再商品化業務を外部委託している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみ 20 t/日 ・小型破碎ごみ 10 t/日 ・ペットボトル 3.6 t/日 ・白色トレイ 0.65 t/日 	<p>最終処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立容量 486,000㎡ ・埋立面積 約3.5ha ・埋立地タイプ 準好気管理型最終処分場 <p>浸出水処理施設 190㎡/日</p>

3. リサイクル啓発施設

施設名	リファーレンいなば（鳥取県東部環境クリーンセンター内）
所在地	鳥取市伏野2220番地
設置目的	廃棄物の減量及び資源の有効利用に関する情報の提供並びにリサイクル活動の普及・啓発を図るため。
供用開始	平成9年4月
総事業費	7,839,919千円（環境クリーンセンター、最終処分場含む。）
延床面積	4,144㎡
その他概要	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル研修（研修室、大小会議室） ・リサイクル体験（工作室、工房、ファクトリー） ・リサイクル情報（ホームページ、広報誌） ・再生品の提供（展示コーナー）

4. 火 葬 場

施設名	因幡霊場
所在地	鳥取市八坂392番地7
設置目的	鳥取県東部圏域住民（智頭町除く。）を対象とする火葬業務を行うため。
供用開始	平成10年4月
総事業費	2,272,385千円
敷地面積	21,000㎡
建築面積	3,226㎡
その他概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日最大可能火葬件数 17件 ・ 火葬炉数 8基（うち1基は動物炉） ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> 告別室 2室 収骨室 2室 待合室 7室 売店 喫茶コーナー

5. 不燃物処理場跡地利用施設

施設名	白兎グラウンドゴルフ場
所在地	鳥取市伏野1611番地
設置目的	最終処分場跡地の再利用を図るとともに、子どもから大人まで誰でも手軽に参加できるグラウンドゴルフ場として住民の福祉に供するため。
供用開始	平成12年8月
総事業費	297,004千円
敷地面積	28,000㎡
建築面積	407.93㎡
その他概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ グラウンドゴルフ場 24コース（8ホール×3コース） ・ 多目的広場 グラウンドゴルフ併用1コース

6. 汚泥堆肥化施設

施設名	コンポストセンターいなば
所在地	鳥取市伏野1612番地
設置目的	し尿処理場から発生する汚泥を再資源化し、コンポストを製造するため。
供用開始	平成11年6月
総事業費	1,871,445千円
敷地面積	8,138㎡
建築面積	1,448.82㎡
その他概要	(処理能力) <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入能力 10.35 t/日（含水率75%） ・ 製造能力 約3 t/日（含水率35%）

○組合議会

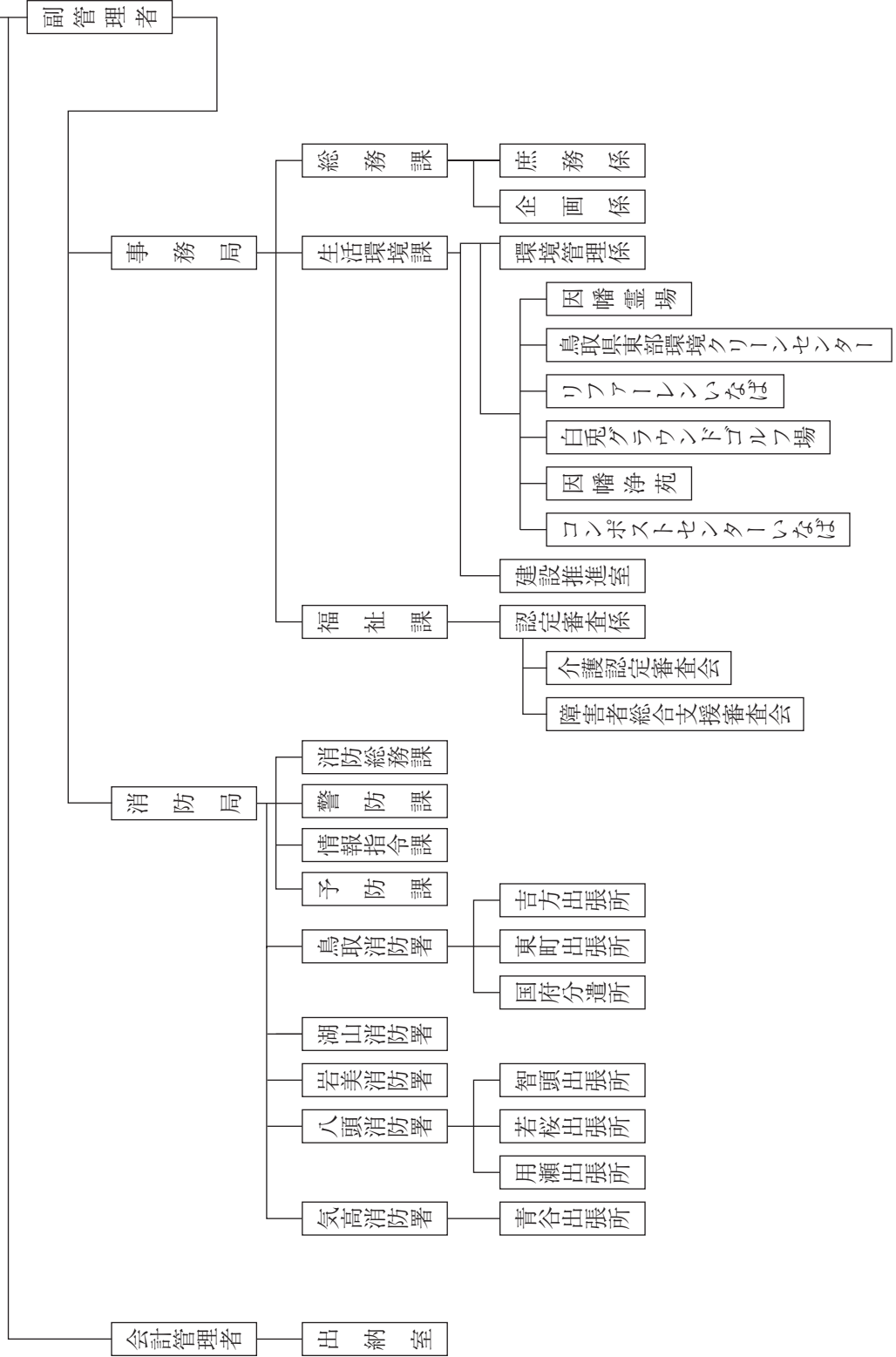
議 会

○執行機関

管 理 者

副 管 理 者

鳥 取 県 東 部 広 域 行 政 管 理 組 合 組 織 図



○監査委員

監 査 委 員